

総合特別区域基本方針の概要

○ 総合特別区域基本方針の構成 (枠内は総合特別区域法の関連条項)

第一 総合特区の意義及び目標

- 総合特区制度の意義・目標・国際戦略総合特区／地域活性化総合特区の意義を記載

第二 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 政府が実施すべき施策として、以下の事項を記載
 - ① 政府の推進体制（本部・WG等） § 59～68
 - ② 新たな規制の特例措置の提案制度関係 § 10・33
 - ③ 総合特区推進方針（国際競争力強化方針・地域活性化方針）関係 § 9・32
 - ④ 国と地方の協議会関係 § 11・34
 - ⑤ 総合特区の評価関係 ※法律には規定なし
 - ⑥ 関連施策との連携 § 6

第三 総合特区の指定に関する基本的な事項

- 総合特区の指定に関し、以下の事項を記載 § 8・31
 - ① 基本的事項 ② 指定基準 ③ 指定申請手続関係
 - ④ 指定手続関係 ⑤ 地域協議会関係 § 19・42

第四 総合特区計画の認定に関する基本的な事項

- 総合特区計画の認定に関し、以下の事項を記載 § 12・35
 - ① 基本的事項 ② 認定申請の主体及び手続
 - ③ 総合特区計画の記載事項 ④ 総合特区計画の認定基準
 - ⑤ 関係行政機関の長による同意の手続
- その他総合特区計画に関する基本的な事項として、以下の事項を記載
 - ① 協議途上の特例措置の取扱及び総合特区計画の変更
 - ② 特例措置が適用されなくなる場合の対応

第五 政府が講ずべき措置についての計画

- 規制の特例措置・税制特例措置・総合特区支援利子補給金等の活用のための総合特区計画の記載事項等の所要手続等を規定 § 20～30・43～58
- 総合特区における関係府省の財政上の支援措置及び総合特区調整費の活用のための手続等を規定 ※法律には規定なし

第六 その他必要な事項

- 法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）、透明性の確保について規定
※法律には規定なし

第一 総合特区の意義及び目標

1 総合特区制度の意義

- 政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い取組に対して、国と地域の政策資源を集中
- 国際戦略総合特区は産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区は地域の活性化を推進し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る
- 地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援
- 地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有し、総合特区として指定
- 総合特区推進方針を定めた上で、国と地域の協働プロジェクトとして進め、国と地方の協議会を経て具体化した規制の特例措置等の具体事項を定めた総合特別区域計画を認定し、各種施策を集中実施
- このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待
 - ア) 政策課題の解決に有効と考えられる先駆的な取組で、地域資源を活用する等、実現可能性が高い区域を厳選して政策資源を集中し、規制の特例措置等を総合的に講じることにより、我が国の成長戦略実現のための政策課題解決の突破口とする
 - イ) 関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする

2 国際戦略総合特区の意義

- 強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重要
- 国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選
- 地方公共団体及び民間事業者が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行う
- これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与

3 地域活性化総合特区の意義

- 産業構造等の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化を受け、近年、地域の活性化が我が国の成長戦略実現のための喫緊の課題
- 地域活性化総合特区は、農業、観光業その他の産業の振興のため、新たなビジネスモデルや市場の創出を図る取組や、急速な少子高齢化の進展等による経済社会情勢の変化に対応した社会の構築を図る取組に対して、地域の活性化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援
- 地域の活性化に伴う経済効果の周辺地域への波及や、先駆的な取組による課題解決モデルの構築等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与

4 総合特区制度により実現すべき目標

- 総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区は産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区は地域の活性化
- これらの目標に資するものとして、地域において取組んでいる分野として、提案を踏まえ例示
 - ア) グリーン・イノベーション関係（3分野）
 - イ) ライフ・イノベーション関係（2分野）
 - ウ) アジア経済戦略関係（4分野）
 - エ) 観光立国・地域活性化戦略（3分野）
- 東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用に当たっては、震災の影響を十分に考慮した運用を行う
- 総合特区制度の運用に当たっては、地域協議会の活用等により、地域の実情に最も精通した住民、NPO、民間企業などの民間主体の創意工夫が最大限いかされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特区における取組に主体的に参画できるよう十分配慮（付帯決議第3関係）

第二 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 政府における推進体制

- ・ 総合特区推進本部
 - 本部は、総合特区の円滑かつ確実な実施のための総合調整及び規制の特例措置等の整備を推進
 - 本部意見として取りまとめられた事項及び本部決定された事項に関し、縦割りを排して密接に連携し、地域の総意に基づく取組を総合的に支援
- ・ 総合特区推進ワーキンググループ（WG）
 - 総合特区担当大臣を議長とし、各府省の副大臣又は大臣政務官等のうち、それぞれ各府省の大臣の指定する者により構成
 - 機動的に開催し、総合特区の指定等、本部の意見を踏まえ、又は議を経ることとされている事項について整理
 - 本方針又は本部の決定に基づき、必要に応じ、承認等の権限を有するとともに、関係機関調整等の機能を担う
- ・ 内閣官房、内閣府及び各省庁の連携
 - 関係府省は、内閣官房及び内閣府と緊密に連携し、地域の責任ある戦略に基づく取組が実現するよう、地域からの提案の実現に向け、最大限努力
 - 内閣府特命担当大臣が設置された場合には、内閣府設置法に基づく勧告権があることを明記
 - 課題の把握や相談への対応等については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携
- ・ 総合特区評価・調査検討会
 - 内閣府は、総合特区制度の運用の透明性・公平性・中立性を高めるため、有識者により構成する「総合特別区域評価・調査検討会」を開催し、総合特区の指定・評価等に関してその知見を活用

2 規制の特例措置等の提案の受付・対応

- ・ 総合特区に係る規制の特例措置等の提案制度の概要
 - 現場の声をより重視した規制・制度改革を実現するため、総合特区の指定申請をする際等に、あらゆる分野の国の規制・制度に関し、規制の特例措置等の提案をできる
 - 政府は、当該地方公共団体が総合特区として指定され、又は既に指定されている場合、地方公共団体等より提出された提案を受け、規制の特例措置等の検討を行う
- ・ 提案の対象
 - 許認可等による具体的な制限のみでなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するもの全てを対象とする。また、必要となる施策体系が存在しない場合、そのような新しい施策体系の導入に係る提案も含む。
 - 規制の改革（過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む。）
 - 国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化
 - 国の関係機関の業務の見直し
 - 国の制度、事務手続の見直し（税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続の簡素化等）等
 - 単に当該総合特区に係る取組、事業への国の支援を求めるのみの提案ではなく、規制の改革をはじめとして、既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする
- ・ 提案受付の方法
 - 提案の受付は内閣官房が行う
 - 内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行う
- ・ 提案の方法
 - 提案は、総合特区の指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会が組織されている場合に限る。）又は既に総合特区の指定を受けている地方公共団体より行うことができる
 - 提案団体は、提案を行う場合には、提案内容等を記載した提案書を内閣官房に提出
 - 提案書には原則として①提案団体名、②提案内容、③総合特区に係る取組との関係 を記載
 - 提案に際しては、地域協議会等を通じ、提案内容について、関係主体の合意を得ていることを推奨
 - 民間実施主体は、総合特区制度を活用した事業を実施しようとする場合に、地方公共団体に対して、提案の要請を行うことができる（総合特区の指定申請の提案も併せて行うことを原則）
- ・ 提案を受けた政府の対応
 - 総合特区の指定を行った場合には、国と地方の協議会における協議の議題とする
 - 関係府省は、国と地方の協議会の協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずる
 - 条例で法令の特例を創設する提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係府省はこのことを十分踏まえて協議を行う

3 総合特区推進方針に関する基本的な事項

- 総合特区について、国と地方が政策課題や解決の方向性を共有し、協働プロジェクトとして推進する方向性を定めることを目的
- 目標、政策課題及びその解決策を指定申請書の記載内容に基づき記載することを基本
- 大幅な修正、追加、削除を伴う場合には、申請主体と十分な協議を行い、申請主体の同意が得られていることが必要
- ①総合特区により実現を図る目標、②国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題と解決策、③行おうとする取組、事業に関する基本的事項 を記載

4 国と地方の協議会に関する基本的な事項

- ・ 国と地方の協議会の目的
 - 国と地方の協議会は、総合特区の指定後、総合特区推進方針に基づき、協議会で協議をするべき事項及び構成員を定めた上で、速やかに組織
 - 当該総合特区の指定地方公共団体より提案された規制の特例措置等の整備に関する協議を行うほか、総合特区及び規制の特例措置等の評価結果の審議を行う
 - 関係府省、地方公共団体と地域の実施主体等が政策課題と解決の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、地域の立場に立って、政策課題の解決に向けた措置を真摯に検討することが必要
 - 構成員である関係府省は、新たな規制の特例措置等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図らなければならない。（付帯決議第6関係）
 - 特に規制の特例措置に係る提案については、地域の提案に対して、関係省庁は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施（仮に当該提案の実現が困難である場合には、明確な根拠を示す）
 - 地方公共団体等は、国と地方の協議会が、単に国の支援の要望を行う場ではなく、政策課題の解決に向けた規制の特例措置等について協議する場であることを念頭に、協議に参画することが必要
- ・ 国と地方の協議会の進め方
 - 国と地域の協議会の運営に当たっては、効率的かつ効果的な運営を図る
 - 協議の結果については文書として取りまとめることとし、構成員はこれを尊重

5 総合特区の評価に関する基本的な事項

- ・ 評価の対象
 - 一定期間ごとに①総合特区の評価、②規制の特例措置等の評価 を実施
- ・ 評価の時期
 - 原則として、総合特区計画認定の翌年度末までに実施し、以降原則毎年度実施
- ・ 評価の方法
 - 総合特区の評価：事業実施主体が実施し、指定地方公共団体がとりまとめ（とりまとめに際しては、地域協議会を活用）
 - 規制の特例措置等の評価：地方公共団体による評価を踏まえ、所管する関係府省が実施
 - いずれも、評価結果については、国と地方の協議会における審議を経て、推進WGに報告し、速やかに公表
- ・ 評価結果の反映
 - 各省庁の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業に適切に反映
 - 評価結果を踏まえ、指定基準に適合しなくなったと認めるときは、指定解除・変更が可能
 - 規制の特例措置については、規制の特例措置等の評価結果を踏まえ、適切な対応を行う

6 関連する施策との連携に関する基本的な事項

- ・ 都市の国際競争力の強化に関する施策との連携（都市再生特別措置法との連携）
- ・ 経済社会の構造改革の推進に関する施策との連携（構造改革特別区域法との連携）
- ・ 地域の活力の再生に関する施策との連携（地域再生法との連携）
- ・ その他の関連する施策との連携
 - 関係府省は、総合特区における政策課題とその解決方向を地域と共有し、地域の責任ある戦略が実現するよう、内閣官房・内閣府と緊密に連携し、積極的に対応（付帯決議第4関係）
 - 国際戦略総合特区における企業誘致等に当たっては、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど、関連制度間の緊密な連携による相乗効果をうみ出しながらグローバル企業等の誘致を推進（付帯決議第5関係）

第三 総合特区の指定に関する基本的な事項

1 総合特区の指定に関する基本的な事項

- 指定に当たっては、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限にいかすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選し、国と地域の政策資源を集中（付帯決議第1関係）
- 特に、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選するため、その指定数は5箇所程度を目安とする。
- 総合特区制度の円滑な導入を図るため、特に初年度においては、少数に絞り込んで指定を行い、その後、順次指定を拡大

2 総合特区の指定基準

- ① 基本方針に適合するものであること。（第1号基準）
 - 総合特区の意義及び目標に照らし、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選すると観点から、内閣府が受理した総合特区の指定申請書及び添付資料により、以下の6項目の基準に基づき判断
 - 複数の政策課題が設定されている場合は、個々の政策課題と、対応する解決策及び事業に関し、それぞれ判断
- i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること
 - 国と地域で共有し、協働プロジェクトとして推進することができる包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示がなされていること
 - 提示されている解決策が政策課題の解決に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること
- ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること
 - 政策課題の解決に有効なものとして、同様の政策課題に挑戦する国内の他の取組に比して先駆的と認められる取組が提示されていること
 - 関係者の合意形成が整い事業実施段階にある等、熟度が高く、実現可能性が高いものと認められること
- iii) 取組の実現を支える地域資源等が存在すること
 - 地域資源の特性を踏まえた取組や事業が提示されていること
- iv) 有効な国の規制・制度改革の提案があること
 - 指定申請に併せ、国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がなされており、提案の内容が政策課題の解決策として提示された内容に合致していること
- v) 地域の責任ある関与があること
 - 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定、地方公共団体等における体制の強化等の地域の関与が示されていること
 - 指定申請書に示されている目標に対する評価が適切に実施されることが明らかであること
- vi) 運営母体が明確であること
 - 運営母体として、法に基づく地域協議会が組織され、総合特区としての取組に係る基本方向や関係者の役割分担について合意形
について合意形成が図られていること
- ② 当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。（第2号基準）
 - 国際戦略総合特区：事業の実施による目標の達成が、具体的には、我が国の経済をけん引することが期待される産業分野において、国際レベルでの競争優位性を持ちうる拠点形成に資すること
 - 地域活性化総合特区：事業の実施による目標の達成が、地域の活性化に寄与し、経済効果の周辺地域への波及や、先駆的な取組による課題解決モデルの構築等に資すること
 - 判断に当たっては、事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案

3 総合特区の指定申請手続に関する基本的な事項

- ・ 指定申請の受付時期
 - 総合特区の指定申請を行うことができる期間は、原則として通年とする
 - 毎年3月末までに受理した指定申請は7月末まで、9月末までに受理したものは翌年1月末までに指定することを原則（初年度を除く）
- ・ 指定申請書の記載事項
 - i) 指定申請に係る区域の範囲
 - ア) 総合特区として見込む区域の範囲
 - イ) アの区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ）
 - ウ) 区域設定の根拠
 - ii) 目標及び目標を達成するために取り組むべき政策課題
 - ア) 総合特区により実現を図る目標（数値目標、目標達成年次の明示（例えば5年以内等）を推奨）
 - イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策
 - ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要
 - iii) 目標を達成するために実施等する事業
 - ア) 行おうとする事業の内容
 - イ) 地域の責任ある関与の概要
 - ウ) 事業全体の概ねのスケジュール
 - ※ 添付資料として協議会における協議状況等及び併せて行う規制の特例措置等の提案を、参考資料として a) 併せて提案した規制の特例措置等の実現が必要な事業、b) 事業ごとの財政措置の要望 を添付
- ・ 指定申請区域の範囲
 - 総合特区の指定基準に即した区域設定が必要
 - 国際戦略総合特区は、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本
 - 地域活性化総合特区は、取組の内容に応じた柔軟な設定を許容
 - 一つの取組と認められる複数区域（いわゆる「飛び地」）も可
 - 複数の取組が連携して行うことで相乗効果が得られる場合には、一つの総合特区とすることも可（連携の必然性と実態が必要／個々の取組自体が指定基準を満たしていることが必要）
 - 許認可等の指定申請主体の関与が想定される規制の特例措置については、各地域の戦略に応じて、当該措置の適用を想定する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域の設定も可

4 総合特区の指定手続に関する基本的な事項

- 総合特区の指定に当たっては、指定が恣意的にならないよう、指定審査過程の透明性を確保（付帯決議第2関係）
- 指定基準に照らし、内閣府において、取組の分野に応じた有識者の意見も踏まえつつ、客観的な評価を実施
- 評価結果を踏まえ、推進WGの議を経て、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が指定
- 内閣府は、これらの評価、選定の過程をインターネット等を通じ、速やかに公開
- 総合特区の指定基準に該当しないと見込まれるときは、総合特区の指定を行わない
- 指定を行わない場合、総合特区の指定基準に照らし不足すると認められる事項について、指定申請主体に伝えるとともに、構造改革特区制度、地域再生制度その他の地域活性化施策の活用に係る助言その他の支援を実施

5 地域協議会に関する基本的な事項

- ・ 地域協議会の目的
 - 取組の主体である地方公共団体と民間実施主体が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要
 - 地域の関係団体や利害関係者が一体となった推進体制を確立することを目的
 - 地域協議会は、当該地域が総合特区として指定された後も、次のような事項について協議を行う
 - ア) 国と地方の協議会での協議への対応
 - イ) 総合特区計画の作成・変更
 - ウ) その他、総合特区計画の実施に関し必要な事項（関係機関調整・当該総合特区における取組の評価等）
- ・ 地域協議会の進め方
 - 形式的な協議会ではなく、構成員による適切な役割や責任の分担がなされており、実質的な協議・合意形成の場となっていることが必要
 - ICT等も活用した迅速な意思決定体制を推奨

第四 総合特区計画の認定に関する基本的な事項

1 総合特区計画の認定に関する基本方針

- ・ 総合特区計画に関する基本的事項
 - 総合特区計画は、総合特区において①規制の特例措置、②税制上の特例措置、③総合特区支援利子補給金、④財政上の支援措置（総合特区推進調整費含む）等の特例措置・支援措置を実際に適用するために必要な事項を示すもの
 - 協議を通じて合意した、実施に必要な要件や利害関係者との調整手続等について、国と地域で互いに確認し、規制の特例措置等に係る責任の所在と役割分担を明確にするもの
- ・ 認定申請の主体及び手続
 - 当該計画に基づく事業を実施する場所をその区域に含む指定地方公共団体
 - 財政上の支援措置（総合特区推進調整費含む）を活用しようとする場合には、国と地方の協議会の協議結果を踏まえ、総合特区計画に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を添付
- ・ 総合特区計画の記載事項
 - ア) 総合特区の名称
 - イ) 特定総合特区事業の実施が当該総合特区に及ぼす経済社会的効果
 - ウ) 総合特区において実施・促進する特定総合特区事業の内容及び実施主体
 - エ) 特定総合特区事業ごとに活用する規制の特例措置等
 - オ) その他特定総合特区事業に関する事項
 - カ) その他総合特区における産業の国際競争力の強化若しくは地域の活性化の推進に必要な事項 ※ア)、イ)、カ)は任意
 - 特定総合特区事業が総合特区に及ぼす経済的社会的効果については、数値化や効果発現時期も含め、できる限り具体的に記載
 - 財政上の支援措置を活用しようとする場合にはウ)又はカ)に記載することが必要（関係府省は、当該事業に対して予算の範囲内で支援に努めるが、当該事業に対する財政上の支援措置の活用が担保されるものではない）
- ・ 総合特区計画の認定基準
 - i) 当該総合特区に係る総合特区推進方針に合致しており、個別の総合特区特例措置の実施に係る要件、手続が満たされていること
 - ii) 産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が記載されていること
 - iii) 事業等が具体化されており、かつ、事業の実施スケジュールが明確であること
 - 反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される計画については認定しない
- ・ 関係行政機関の長による同意の手続
 - 関係府省は、第五（規制の特例措置以外）又は別表1・2（規制の特例措置）に示す同意の要件等に適合していれば、特例措置の内容等に明らかに反するものを除き、同意するものとする

2 その他総合特区計画に関する基本的な事項

- ・ 協議途上の特例措置の取扱い及び総合特区計画の変更
 - 当該総合特区に係る国と地方の協議会において協議されている規制の特例措置等のうち、一部の措置について協議が調い、総合特区特例措置として整備された場合において、指定地方公共団体は、整備された一部の措置のみに係る総合特区計画を作成し、認定申請を行うことが可能
 - 国と地方の協議会における協議が進展し、これを踏まえて新たな総合特区特例措置が整備され、当該総合特区において当該総合特区特例措置を活用しようとする際には、総合特区計画の変更を随時行う
- ・ 特例措置が適用されなくなる場合の対応
 - 規制の特例措置等が本則化（全国展開）、廃止等される場合の手続を規定

第五 政府が講ずべき措置についての計画

1 規制の特例措置

- 総合特区に係る規制の特例措置は、別表1（国際戦略）・別表2（地域活性化）として整理
- 別表1・2には、総合特区において講ずることとした規制の特例措置の内容、関係行政機関の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等を記載
- 内閣官房は、別表1・2に掲げられた規制の特例措置を定める法令の案を作成する際は別表に即して作成
- 法改正が必要な規制の特例措置については、総合特別区域法の一部改正案として、できる限り早期に国会へ提出
- 政令又は主務省令に係る規制の特例措置については、それぞれ総合特別区域法施行令又は施行規則の一部改正とし

て、できる限り早い時期に公布し、施行

- 規制所管省庁は、別表 1・2 に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通知等により付加しないものとする
- 国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制改革のうち、全国において規制改革を実施することとされたもの、規制の特例措置等の評価を踏まえて本則化（全国展開）することとなったものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について本部において適切に監視（これらの措置については、本方針に新たに作成する別表 3 として適宜追加）

2～3 税制上の支援措置

- 以下の各税制について、①特例措置の内容、②法人指定の要件、③総合特区計画の記載事項等、④総合特区計画の同意条件 を記載
 - ・ 国際戦略総合特区設備等投資促進税制（国際戦略総合特区における特別償却・投資税額控除）
 - ・ 国際戦略総合特区事業環境整備税制（国際戦略総合特区における所得控除）
 - ・ 地域活性化総合特区税制（地域活性化総合特区における出資に対する個人所得税の所得控除）

4 総合特区における財政上の支援措置

- 総合特区における財政上の支援措置は、予算の範囲内で、以下により実施
- ① 関係府省の予算制度を活用した支援措置
 - 関係府省は、認定総合特区計画の事業に関し、所管する予算制度を活用して、重点的に財政支援を行う
 - 内閣府は、総合特区計画の認定手続きと併行し、提出された要望内容を関係府省に伝達
 - 関係府省は、所管する予算制度の活用による要望への対応方針を決定し、内閣府に報告
 - 内閣府は、関係府省から提出された対応方針をとりまとめ、推進WGに提出
- ② 総合特区推進調整費の活用
 - なお支援が足りない場合には、総合特区推進調整費によって機動的に補完
 - 総合特区推進調整費は、ア)・イ) の場合に、各省庁の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完
 - ア) 提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行う場合
 - 内閣府は、指定地方公共団体からの規制の特例措置等の提案を関係府省が検討するために必要な調査費等の要望を各省庁から聴取の上、配分計画案を作成し、推進WGにおいて承認
 - イ) 目的達成のために必要な事業への支援について、各省庁の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合
 - 内閣府は、関係府省が所管する当該年度の予算制度では対応できないとする財政支援要望を踏まえ、総合特区推進調整費の配分計画案を策定し、関係府省に協議の上、推進WGの承認を求める
 - 当該年度における財政支援要望のうち、関係府省の所管の予算制度の活用及び総合特区推進調整費のいずれの活用も困難と関係府省で判断したものについては、当該省庁がその理由を推進WGに対して説明
 - 内閣府は、推進WGにおいて承認を得た配分計画に基づき、調整費に係る予算を関係府省に移替え、関係府省において移替え後の予算を執行

5 金融上の支援措置

- 総合特区支援利子補給金に関し、①概要、②総合特区計画の記載事項、③総合特区計画の同意条件 を記載
- 中小機構の行う総合特区施設整備促進業務に関し、①概要、②総合特区計画の記載事項及び同意条件 を記載

6 その他の支援措置

- 補助金等交付財産の転用手続の特例について、①概要、②総合特区計画の記載事項及び同意条件 を記載

第六 その他必要な事項

- ・ 法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）
 - 規制の特例措置等の提案をするに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、総合特区制度の円滑な運用を促進
 - 確認を求められた関係行政機関の長は、原則として 30 日以内に回答
 - 個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上等において公開
- ・ 透明性の確保
 - 総合特区制度の運用に当たっては、徹底的に透明性を確保
 - 内閣官房において行う本方針の変更等、並びに、内閣府において行う総合特区の指定及び総合特区計画の認定に関する事務、国と地方の協議会の組織及び運営、規制の特例措置等の評価等に際しては、本部のホームページ等

を活用し、関係する会議の構成員、資料、議事録等の関係資料を迅速に公開

- 地方公共団体は、地域協議会の運営や総合特区の評価に当たっては、地方公共団体又は民間実施主体のホームページ等を活用し、協議会の構成員、資料、議事録等の関係資料を迅速に公開するものとする